

## 本報告書の概要

### 1. 評価結果

本件評価においては、2005年頃以降の日本の対パレスチナ自治区支援を、「政策の妥当性」、「結果の有効性」、「プロセスの適切性」、「外交の視点」から評価した。その結果、総じて対パレスチナ支援の特殊な環境が評価結果に大きな影響を及ぼす結果となった。すなわち、開発協力の取組は、政治的働きかけや信頼醸成措置とあわせて実施する必要性が確認された。

#### (1) 政策の妥当性

「対パレスチナ自治区国別援助方針」は、パレスチナ自治政府の「国家開発計画(NDP)」(2011-2013)の4つの重点課題のすべてに対応しており、パレスチナ側の上位政策や国際社会としての援助計画、日本のODA・外交政策と整合していることが確認できた。

#### (2) 結果の有効性

日本の対パレスチナ自治区国別援助方針の9つのセクタープログラムとされている「上下水道」、「保健サービス」、「教育サービス」、「社会的弱者保護」、「財政能力」、「地方行政」、「産業開発」、「農業開発」、「観光開発」それぞれに関する結果の有効性を評価したところ、いずれのセクターにおいてもパレスチナ側の民生の安定・向上、行政能力の強化、持続的な経済成長という中目標に向けて状況が改善されている点が確認でき、結果の有効性が認められた。

#### (3) プロセスの適切性

日本の対パレスチナ自治区国別援助方針の策定プロセス・実施プロセスともおおむね適切であったと評価できる。

ただし、対パレスチナ支援の特殊性として、イスラエルとの協議・了解を経る必要性があり、これに伴い案件の遅延、変更が不可避であるという点があげられるが、このような事態に対する一層の柔軟性が日本の開発協力に求められるという指摘もあった。

### 2. 提言

パレスチナ自治区は、占領下という特殊な状況にあり、対パレスチナ支援は、イスラエルとの協議・了解を経なくてはならないという制約を伴い、また政治的要因の影響を受けやすく、さらには当事者が非常に不安定な状況に置かれているという点を踏まえた提言とした。

長期的・政策的提言として以下3点をあげた。

- ・対パレスチナ支援を継続して実施する重要性を再確認する。
- ・拡大目標体系を構築し、同体系に則った支援を実行する。
- ・「平和と繁栄の回廊」構想の更なる展開を図る。

また、短期的・実務的提言としては、以下3点をあげた。

- ・柔軟な対応が可能な支援スキームを積極的に活用する。
- ・周辺国を巻き込む案件を積極的に形成・実施する。
- ・日本の特徴を活かした支援を継続実施する。